

# 北九州ベンチャーイノベーションクラブ 研究会等支援事業 実施要領

## (目的)

第1条 本事業は、北九州ベンチャーイノベーションクラブ（以下「KVIC」という。）ベンチャー会員・一般会員の自主的な活動を支援することにより、会員の組織化の奨励を目的とする。

## (応募者の要件)

第2条 応募者は、KVIC会則第4条に定めるベンチャー会員及び一般会員とし、代表者1名とメンバー2名の計3名以上で組織する研究会であること。  
2 新事業開発等を検討する研究会であること。  
3 応募は、連続して2年まで行うことができる。

## (補助内容)

第3条 本事業の支援内容は、次のとおりとする。

### (1) 補助額

上限5万円

### (2) 事業期間

交付決定日から平成23年2月28日まで

### (3) 対象経費

#### ア 会場代

会議室等の使用・賃借料

#### イ 書籍代

専門書籍等の購入

#### ウ 謝金

外部から専門知識の提供を得たものに対する謝礼

#### エ 事務経費

研究会開催のためのコピー代、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費等

## (応募方法)

第4条 応募者は、募集案内を確認の上、申込書（様式1）に必要事項を記入し、応募期間内に事務局に応募用紙及び必要な添付書類を提出すること。

## (選定方法)

第5条 研究テーマ等が公序良俗に反する内容であるなどKIVCの活動目的と適合しないと判断した場合、申請書の受付を取り消しとする。  
2 選定方法は、応募資格を満たしていると認められた先着5件を採択する。

## (審査結果の通知)

第6条 審査結果は、すみやかに応募者に通知する。

(活動報告)

第7条 前条の規定による研究会等支援の決定通知を受けた研究会の代表者は、研究会の支援期間が終了した時には、活動報告書(様式2)を事務局に提出しなければならない。

(補助金の支払及び請求)

第8条 補助金は、正当請求後翌月末日までに代表者に支払うものとする。

2 研究会の代表者は、3月10日までに前条の報告書及び、請求書(様式3)に対象経費を支払ったことを証する書類の写しを添えて提出しなければならない。

(KVICのPR活動への協力)

第10条 研究会は、KVICのPR活動に協力するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、KVIC会長が別に定める。

(支援決定の取り消し等)

第12条 KVIC会長は、次のいずれかに該当するときは、支援決定を取り消すことができる。

- (1) 応募内容に虚偽の記載があったとき。
- (2) 本事業の目的に反することがあったとき。

付則

本実施要領は、平成21年4月1日から施行する。

付則

本実施要領は、平成22年6月4日から施行する。